

日医発第 1566 号（健Ⅱ）
令和 4 年 11 月 9 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

武田社ワクチン（ノババックス）の 4 回目以降の接種実施について

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本事務連絡は、武田社ワクチン（ノババックス）について、添付文書の改訂がなされ薬事上 4 回目以降の接種が可能となるとともに、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、3～5 回目の接種を予防接種法上の「令和 4 年秋開始接種」に位置付ける方針となったことを踏まえ、今後の同ワクチンの接種方針を連絡するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 「令和 4 年秋開始接種」は、現時点において、初回接種を終了している者に対して 1 人 1 回の実施を基本としているため、令和 4 年秋以降に武田社ワクチン（ノババックス）の 3 回目接種を実施した場合、オミクロン株対応ワクチンを含め、その後の更なる追加接種を行うものではないこと。
- 武田社ワクチン（ノババックス）の「令和 4 年秋開始接種」（3～5 回目の接種）は初回接種（1、2 回目接種）を完了した 18 歳以上の者を対象に、前回の接種から 6 か月以上の間隔をおいて実施すること。
- 武田社ワクチン（ノババックス）の「令和 4 年秋開始接種」（3～5 回目の接種）は 11 月 8 日より開始すること。
- 武田社ワクチン（ノババックス）による 4 回目以降の接種実施に当たっては、当面はすでに配布済みのワクチンを使用することとしつつ、追加の配送を希望する場合は、「武田社ワクチン（ノババックス）の配分等について（その 6）」（[令和 4 年 9 月 21 日付日医発第 1224 号（健Ⅱ）](#)）に基づき、11 月 28 日 15 時までに納品希望量の登録（第 10 クール）を行うこと。

（参考）

- ・第 40 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000203094_00006.html

事 務 連 絡
令和4年 11月7日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
(公 印 省 略)

武田社ワクチン（ノババックス）の4回目以降の接種実施について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

武田薬品工業株式会社が米国ノババックス社から技術移管を受けて国内で生産及び流通を行う新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「武田社ワクチン（ノババックス）」という。）の接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等に基づき御対応いただいております。11月7日公表時点で、初回接種（1、2回目接種）として約7万5千回、追加接種（3回目接種）として約16万3千回接種されているところであります。

今般、10月28日に武田社ワクチン（ノババックス）の添付文書の改訂がなされ、薬事上、同ワクチンの4回目以降の接種が可能となったことから、11月2日より持ち回りにて開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、同ワクチンの取扱いについて審議され、3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付ける方針となりました。

これを踏まえた今後の武田社ワクチン（ノババックス）の接種方針について、別添のとおり、各地方公共団体に周知いたしました。貴会及び地域医師会におかれても、引き続き予防接種の実施について格段のご協力をお願いいたします。

以上

事務連絡
令和4年11月7日

各 都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

武田社ワクチン（ノババックス）の4回目以降の接種実施について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

武田薬品工業株式会社が米国ノババックス社から技術移管を受けて国内で生産及び流通を行う新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「武田社ワクチン（ノババックス）」という。）の接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき御対応いただいております。11月7日公表時点で、初回接種（1、2回目接種）として約7万5千回、追加接種（3回目接種）として約16万3千回接種されているところです。

今般、10月28日に武田社ワクチン（ノババックス）の添付文書の改訂がなされ、薬事上、同ワクチンの4回目以降の接種が可能となったことから、11月2日より持ち回りにて開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、同ワクチンの取扱いについて審議され、3～5回目の接種を予防接種法上の「令和4年秋開始接種」に位置付ける方針となりました。

これを踏まえた今後の武田社ワクチン（ノババックス）の接種方針について、下記のとおり御連絡いたしますので、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、自治体向け手引き及び本事務連絡に基づいて、引き続き接種体制の整備を進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

武田社ワクチン（ノババックス）については、これまで3回目の接種を「第一期追加接種」として実施してきたところであるが、今後は、3～5回目の接種を「令和4年秋開始接種」として位置付けることとする。この点、令和4年秋以降の接種は、現時点においては、初回接種が終了している者に対して1人1回の実施を基本としているため、武田社ワクチン（ノババックス）を1回接種した場合においても、新型コロナウイルス

のオリジナル株（武漢株）とオミクロン株に対応した2価ワクチン（オミクロン株対応ワクチン）を含め、その後の更なる追加接種を行うものではないことに注意すること。

2. 接種の対象者、間隔について

武田社ワクチン（ノババックス）は、これまでの3回目接種と同様、初回接種（1、2回目接種）を完了した18歳以上の者を対象に、前回の接種から6か月以上の間隔をおいて実施すること。

3. 接種の開始時期等について

武田社ワクチン（ノババックス）による3～5回目の接種の令和4年秋開始接種への位置付けについては、今後速やかに必要な省令改正等を行い、11月8日より適用を開始することとする。

4. ワクチンの供給について

武田社ワクチン（ノババックス）による4回目以降の接種実施に当たっては、当面はすでに配布済みのワクチンを使用することとしつつ、追加の配送を希望する場合は、「武田社ワクチン（ノババックス）の配分等について（その6）」（令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）に基づき、11月28日15時までに納品希望量の登録（第10クール）を行うこと。

5. その他

各都道府県においては、mRNAワクチン（ファイザー社及びモデルナ社のワクチン）でないワクチンでの追加接種を希望する方の選択肢を確保する観点から、引き続き、各都道府県で少なくとも1か所の接種会場を設置すること。

以上